

山梨県公報

第千九百号

平成二十年

十一月十日

月 曜 日

目次

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	六二三
道路の区域変更	六三三
平成二十年度山梨県住生活総合調査の実施	六三三
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	六二四
県営土地改良事業の計画変更に伴う公告	六二四
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	六二四

告示

山梨県告示第四百七十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十年山梨県告示第四百二十二号)は、解除する。

平成二十年十一月十日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第四百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町清里無番地五〇七林班イ一小 班地先から 北杜市高根町清里無番地五〇七林班イ一小 班地先まで	一八・〇〇	一八・〇〇	(メートル)	六〇・〇
	二五・〇	二〇・四		

山梨県告示第四百七十六号

平成二十年山梨県住生活総合調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年条例第十一号)第三条の規定により告示する。

平成二十年十一月十日

山梨県知事 横内正明

一 調査の目的

この調査は、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査し、今後の住宅施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 住宅及びそのまわりの環境評価に関する事項
- 2 最近の居住状況の変化に関する事項
- 3 住宅の住み替え・改善の意向及び計画に関する事項
- 4 今後の住まい方に関する事項
- 5 親と子の住まい方に関する事項
- 6 子育ての環境等に関する事項
- 7 住宅の相続に関する事項
- 8 別荘やセカンドハウスに関する事項
- 9 要介護認定に関する事項
- 10 世帯の住居費・資産に関する事項

三 調査の範囲

平成二十年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯

- 四 調査の期日
平成二十年十二月一日
- 五 調査の方法
調査員が、抽出された普通世帯に直接訪問のうえ、調査票を配付し、及び回収する。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人富士山地域創造
 - 2 代表者の氏名 小佐野常夫
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津三千四百九十九番地二
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、地方分権が進む現在の状況を地域が主体的に活用し、最大限の効果を導き出すために、地域のコンシェルジュとして異業種間の翻訳者となり、情報提供や人材育成、官と民のマッチング等を支援することにより、文化・環境・産業・教育等多様な分野の地域単位でのネットワーク化を促進する原動力となることで、「地域と都会」、「地域と産業」、「地域と住民」それぞれがWIN WINの関係を築き、真に活力のある地域に生まれ変わらせ、地域における新たな価値を創造することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年十月二十三日から同年十二月二十二日まで

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（長坂地区田園交流基盤整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画の概要
- 二 縦覧期間
平成二十年十一月十一日から平成二十年十二月九日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所
- 四 意見書の提出方法
この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士河口湖町小立土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
 平成二十年十一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

氏名	住所
相澤 章司	南都留郡富士河口湖町小立八十三番地
在原 進	南都留郡富士河口湖町勝山千七十番地五
渡邊 晴長	南都留郡富士河口湖町小立千八百八十六番地
渡邊 芳明	南都留郡富士河口湖町小立二千八百八十六番地
渡邊 自康	南都留郡富士河口湖町小立二千八百十八番地

二 就任

氏名	住所

相澤 正範	南都留郡富士河口湖町小立四千五百一十一番地
小佐野 快	南都留郡富士河口湖町勝山二十五番地
坂本 寛	南都留郡富士河口湖町小立千八百三十五番地
渡邊 正司	南都留郡富士河口湖町小立二千五十一番地
渡邊 泰助	南都留郡富士河口湖町小立二百十八番地

三 住所変更

氏 名	変 更 後 の 住 所
大石 秀世	南都留郡富士河口湖町小立二千九百九十九番地一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番